

査 定 基 準

1. 配分要綱第5条第6号における配分金以外の収入または他の財源とは、次のものを指す。

ア 措置費、支援費、介護保険料、利用者自己負担金等施設の運営費として支払われるもの

※介護保険による介護サービス事業等は配分対象としない。

イ 委託金

2. 配分要綱第5条第7号における経営上余裕のある施設または団体とは、次のように算出し判断する。

剰余金に対する申請額の割合 = 申請額 / 繰越金

※剰余金に対する申請額の割合が10%以下のものには配分しない。

3. 配分要綱第5条第9号における事業開始後1年とは、次のとおりとする。

法人・団体設立後満1ヶ年を経過しないものには配分しない。

ただし、社会福祉法人の認可を受けたものについては、配分時に1ヶ年を経過していればよいものとする。

4. 備品の申請の場合、借用が可能なものについては配分しない。

5. 備品については、個人の利用または個人的利益につながる可能性が高いものには配分しない。

附 則

1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。